

## 小赤沢地区の防災に関するワークショップ開催 地区防災計画（案）確認のため

令和3年11月14日（日）に、湯沢砂防事務所は長野県下水内郡栄村小赤沢地区の地区防災計画（案）確認のために、秋山郷総合センター（とねんぼ）にて第2回ワークショップを開催しました（第1回は令和2年1月19日に開催）。

地区防災計画は、地域に住む方々が話し合い等で画一的ではない地域にあった避難場所や避難方法が記されている計画で、地区全体で避難意識が高まり、行政機関に避難方法を伝えることが出来ます（災害対策基本法第42条にも規定されています）。

当日は、住民の約20名が参加され、前回の話し合い結果に基づく防災マップや避難行動計画の確認、まちあるきの代替としてドローン映像による地区内状況の確認、これからの継続的な防災のためにできることについての話し合いを行いました。

話し合いでは、改めて地区内の注意すべき箇所、避難場所について確認すると共に、計画の見直し方法や目標について検討し、その内容を発表しました。話し合いは、活発な議論の場となり、地域の皆様の防災意識の向上に繋がる取り組みとなりました。

湯沢砂防事務所では、計2回のワークショップで得られた結果をとりまとめ、地区防災計画の（案）として作成する予定です。



発表状況



議論状況

### 災害対策基本法（抜粋） 第四十二条の二

地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

### 地域の方々の意見

- 計画の見直しについて
  - 防災マップや避難行動計画を秋山支所（とねんぼ）に貼り、みんなが確認できるようにしたい。
  - 地区の集まりの際に地区防災計画を確認し、防災について話し合う時間を設けたい。
- 実際の避難について
  - 消防団は積極的に避難誘導をし、住民は近所同士で声をかけ合って避難したい。